

エンディング費用保険 ご加入のしおり

普通保険約款・特約条項

ご契約者の皆様へ

この度は、「エンディング費用保険」をご契約いただきありがとうございます。
この「ご加入のしおり」は契約上の重要な事項が記載されております。
必ずご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

[2020年10月]

目次

第1条(用語の定義)	1
第2条(保険金を支払う場合)	1
第3条(保険金の支払額)	1
第4条(保険金を支払わない場合)	2
第5条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)	2
第6条(保険期間および保険責任期間)	2
第7条(保険料の払込み)	2
第8条(ご契約時の告知義務)	2
第9条(ご契約後の通知義務)	2
第10条(保険契約者の住所変更)	2
第11条(保険契約が無効となる場合)	2
第12条(保険契約が失効となる場合)	2
第13条(保険契約者による保険契約の解約)	2
第14条(保険契約の取消し)	2
第15条(重大事由による解除)	2
第16条(保険料の返還または請求)	3
第17条(保険料の増額または保険金の削減)	3
第18条(保険契約の継続)	3
第19条(保険金の請求)	3
第20条(保険金をお支払いする時期)	3
第21条(賃貸人による原状回復費用に係る債権額に対する直接請求権)	3
第22条(保険金請求権の行使期限)	4
第23条(保険金の受取人指定)	4
第24条(代位求償権の不行使)	4
第25条(保険証券の不発行)	4
第26条(破産)	4
第27条(訴訟の提起)	4
第28条(準拠法)	4

第1条(用語の定義)

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
この約款 普通保険約款	エンディング費用保険普通保険約款をいいます。
保険契約者	当社と保険契約を締結する当事者であって、保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになる者をいいます。
被保険者	この保険契約の補償の対象となる者をいい、賃貸住宅の賃借人およびその者の同居人とします。
当社	この保険契約の引受保険業者であるジック少額短期保険株式会社をいいます。
賃貸住宅	日本国内に所在する賃貸を目的とする居住用の建物または戸室をいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる損害が発生した場合に、当社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額となります。
支払責任額	他の保険契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
損害	損傷により受ける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。
損傷	有体物の滅失、破損または汚損をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
原状回復費用	賃貸借契約に基づいて、賃貸住宅を借用前の状態に回復するための費用をいいます。
原状回復義務	賃借人の居住、使用により発生した賃貸住宅の損耗のうち、賃借人の故意、過失、善良なる管理者の注意義務違反、その他通常の使用による損耗を超えるような損耗を復旧する義務をいいます。
告知義務	保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を当社に申し出る義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効もしくは解除されることがあります。
通知義務	保険契約締結後に契約内容に変更が生じた場合、保険契約者または被保険者が当社に速やかに連絡しなければならない義務をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、賃借人である被保険者が賃貸住宅内で孤立死(注1)したことによって、賃貸住宅が損害を受け、その賃借人に代わって原状回復費用を負担した者(注2)に対して、孤立死原状回復費用保険金を支払います。

(注1) 誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見された場合をいい、死亡に至った原因は問いません。

(注2) 他の被保険者、被保険者の法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。

(2) 当社は、賃借人である被保険者が賃貸住宅以外の場所で死亡したことにより、賃貸住宅の賃貸借契約等が終了する場合において、その賃借人に代わって遺品整理を行うべき者(注1)が、賃借人の遺品整理のための費用(注2)を負担したとき、その費用に対して、この約款に従い、遺品整理費用保険金を支払います。

(注1) 他の被保険者、被保険者の法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。

(注2) 賃貸住宅を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、廃棄、売却または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う30日以内の一時的な保管のための費用に限り含みます。

第3条(保険金の支払額)

(1) 当社は、孤立死原状回復費用保険金として、100万円を限度に原

状回復費用の実費を支払います。

- (2) 当社は、遺品整理費用保険金として、50万円を限度に遺品整理費用の実費を支払います。

第4条(保険金を支払わない場合)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 賃貸住宅に生じた心理的瑕疵(注)のみを事由とする原状回復費用
(注) 賃貸住宅自体に損害はないが、賃貸住宅を使用するに際して、心理的な嫌悪感がある欠陥をいいます。
- ③ 賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損害および遺品に係る原状回復費用、遺品整理費用
- ④ 賃貸住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、はがれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑤ 賃貸住宅に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷であって、賃貸住宅の機能に支障ない損害
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、権権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

第5条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

この保険契約により保険金を支払う損害または費用に対して、他の保険契約(特定保険業者および保険業法適用除外業者の共済を含む、以下同じ)がある場合には、他の保険契約がないものとして算出された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額をこえるときは、次の各号によって計算した額を、保険金として支払います。

- ① 他の保険契約から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約からの保険金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条(保険期間および保険責任期間)

- (1) 本保険契約の保険期間は、1年間または2年間とします。
- (2) 当社の保険責任は、保険期間開始日の午前0時に始まり、保険期間満了日の午後12時に終了するものとします。
- (3) 保険責任期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条(保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は保険契約申込の際に、保険料月払特約が付帯された場合を除き、保険料の全額を一括して当社に払い込むものとします。
- (2) 保険料は、当社が特に指定した場合を除き、現金で当社の代理店に払い込むものとします。

第8条(ご契約時の告知義務)

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、当社が告知を求めた次の各号(以下「告知事項」といいます。)について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
 - ① 保険契約者の氏名または名称
 - ② 被保険者の氏名
 - ③ 賃貸住宅の所在地、名称および戸室番号
 - ④ 他の保険契約の有無
 - ⑤ 被保険者の生年月日
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことも、当社が保険契約を締結することに対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第(2)項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 第(2)項の事実がなくなった場合。
 - ② 当社または当社代理店が保険契約締結の際、第(2)項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、第(2)項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。
- (4) 第(2)項の規定による解除が、第2条による損害が発生した後になされた場合であっても、当社は保険金をお支払いしません。この場

合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。この規定は、第(6)項の規定とはかかわりありません。

- (5) 第(4)項の規定は、第(2)項の事実に基づかずに発生した第2条による損害については適用しません。
- (6) 第(2)項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条(ご契約後の通知義務)

保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社所定の書面(以下「異動承認申請書」といいます。)もしくは電話またはインターネットを含む情報処理機器等の通信手段を用いて当社に対して申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

- ① 保険契約者の氏名または名称を変更したこと
- ② 被保険者の氏名を変更したこと
- ③ 賃貸住宅に関わる賃貸借契約を解約したこと
- ④ 保険の目的を対象にした他の保険契約を締結したこと

第10条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が告知事項の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第11条(保険契約が無効となる場合)

- (1) 次の各号に掲げる事由に該当する場合は、本保険契約は無効となります。
 - ① 保険契約者または被保険者が、保険の目的にすでに損害が生じ、またはその原因となるべき事故が既に発生したことを知っていたとき
 - ② 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得する目的をもって保険契約を締結したとき
- (2) 第(1)項に定める事由によって本保険契約が無効となった場合には、当社は、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その全額について返還請求できるものとします。

第12条(保険契約が失効となる場合)

保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。

- ① 保険の目的が滅失した場合
- ② 保険の目的に関わる賃貸借契約が解約された場合

第13条(保険契約者による保険契約の解約)

- (1) 保険契約者は、当社に対する当社所定の書面あるいは電話または当社ホームページのお客さま専用ページ所定の専用メール送信をもって、この保険契約を解約することができます。
- (2) 第(1)項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条(重大事由による解除)

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していることと認められること。
 - ④ 前第①号から第③号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前第①号から第③号の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当社は、被保険者が第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当

する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

- (注)被保険者が複数である場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (3) 第(1)項または第(2)項の規定による解除が損害の発生の後になされた場合であっても、第(1)項第①号から第④号までの事由または第(2)項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。
 - (4) 保険契約者または被保険者が第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当することにより第(1)項または第(2)項の規定による解除がなされた場合には、第(3)項の規定は、次の損害については適用しません。
 - ①第(1)項第③号アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ②第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第16条(保険料の返還または請求)

- (1) 当社は、第8条(ご契約時の告知義務)第(2)項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」(「未経過残月数」とは、本約款の定めにより本保険契約の解約日、解除日または失効日より起算して、当該保険契約の保険期間満了日までの期間を月単位にして得た月数をいいます。この場合、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。以下同様とします)に対応する保険料を返還します。
- (2) 当社は、第11条(保険契約が無効となる場合)第(1)項の場合は保険料を返還しません。ただし、当社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。
- (3) 当社は、第12条(保険契約が失効となる場合)の場合は、失効日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (4) 当社は、第13条(保険契約者による保険契約の解約)第(1)項の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、解約日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (5) 第14条(保険契約の取消し)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合に、当社は保険料を返還しません。
- (6) 第15条(重大事由による解除)第(1)項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。

第17条(保険料の増額または保険金の削減)

- (1) 当社は、巨大災害等の発生により、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められた場合に限り、保険金の削減減額を行うことがあります。
- (2) 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 第(1)項および第(2)項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第18条(保険契約の継続)

- (1) 当社は、この保険契約を継続する際には、保険契約満期日の60日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面(以下「継続案内書」といいます。)もしくは継続案内書と同一の内容を記録した電磁的データを保険契約者に送付します。
- (2) 第(1)項の継続案内書もしくは電磁的データの記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の30日前までに、書面もしくは電子メールにて当社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第8条(ご契約時の告知義務)の規定を適用します。
- (3) 当社は、第(1)項の規定により継続案内書もしくは電磁的データを送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書もしくは電磁的データの記載内容と同一の内容で保険契約を継続します(以下「継続契約」といいます。)。以後、継続契約が満了する都度同様とします。
- (4) 継続契約に適用する保険料は、各継続契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。
- (5) 継続契約に適用する普通保険約款および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。
- (6) 当社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- (7) 当社は、この商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合は、その契約の継続を引き受けないことがあります。
- (8) 当社は、上記第(6)項および第(7)項の適用を行う場合は、保険契

約者に書面にて速やかに通知します。

第19条(保険金の請求)

- (1) 保険金を請求できる者は、被保険者もしくは被保険者の法定相続人または委任を受けた代理人(以下「保険金請求人」という)とします。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 保険金請求人が保険金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ①保険金の請求書
 - ②損害見積書
 - ③賃貸住宅に関わる賃貸借契約書の写し
 - ④死亡診断書または死体検案書
 - ⑤他の保険契約の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面
 - ⑥戸籍謄本および戸籍の附票
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険金請求人に対して、第(3)項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、保険金請求人は当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険金請求人が、正当な理由がなくて第(4)項の規定に違反した場合または第(3)項もしくは第(4)項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

第20条(保険金をお支払いする時期)

- (1) 当社は、保険金請求人が第19条(保険金の請求)第(3)項の手続きを完了した日(以下、「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の各号の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
 - ①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
 - ④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
 - ⑤第1号から第4号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について保険金請求人が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 第(1)項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第(1)項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ①第(1)項第①号から第④号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。)。180日
 - ②第(1)項第①号から第④号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会。90日
 - ③災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第(1)項各号の事項の確認のための調査。60日
 - ④第(1)項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査。180日
- (3) 第(1)項または第(2)項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険金請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第(1)項または第(2)項の期間に算入しないものとします。
- (4) 当社は、第(1)項または第(2)項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第21条(貸借人による原状回復費用に係る債権額に対する直接請求権)

- (1) 当社は、貸借人である被保険者が死亡したことにより、賃貸住宅の賃貸借契約が終了する場合において、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負

特約条項

う者(注-1)が原状回復を履行せず、やむを得ず貸貸人がその原状回復費用を負担した場合(注-2)に生ずるその者への不当利得に基づく返還請求または賃貸借契約に基づく費用償還請求について、原状回復費用を負担した貸貸人に直接、原状回復費用に係る債権額に対し保険金相当額(注-3)を支払います。

- (注-1) 他の被保険者、法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。
- (注-2) 孤立死発見日または被保険者の死亡の日から30日以内に賃貸住宅を原状回復すべき者が原状回復を履行しない場合を指します。
- (注-3) 第2条(保険金を支払う場合)に係る保険金に限り、貸貸人は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度(注-4)において債権額を直接請求することができます。
- (注-4) 当社が認定する不当利得または費用の額で、第3条(保険金の支払額)に定める額を上限とし、貸貸人が実際に負担した額をいいます。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、貸貸人に対して保険金の支払いを行うものとします。
- ① 被保険者が貸貸人に対して負担する法律上の不当利得の額または原状回復費用の額について、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者と貸貸人との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が貸貸人に対して負担する法律上の不当利得の額または原状回復費用の額について、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者と貸貸人との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 貸貸人が当社に対し不当利得の返還または原状回復費用を直接請求する代わりに、被保険者に対する不当利得返還請求権または費用償還請求権を行使しないことを被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - (a) 被保険者またはその全ての法定相続人の破産または生死不明
 - (b) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) 当社が貸貸人に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

第22条(保険金請求権の行使期限)

保険金請求権は、保険の対象に損害が生じたときの翌日から起算して3年を経過した場合には、これを行使することはできません。

第23条(保険金の受取人指定)

保険金を受け取るべきときに、保険金請求人より被保険者と異なる者を受取人に指定する旨の申し出があった場合は、保険金の支払指図書を当社に提出し、当社が承認した上で他の受取人に保険金を支払います。

第24条(代位求償権の不行使)

損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、当社は移転した債権を行使しないものとします。

第25条(保険証券の不発行)

- (1) 当社は、この保険契約において、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行いません。
- (2) 当社は、この保険契約の内容について、保険契約者に保険契約内容確認証を発行、交付します。

第26条(破産)

- (1) 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は保険契約を解除することができます。
- (2) 保険契約者が第(1)項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

第27条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることにします。

第1章 保険料月払特約

第1条(この特約の適用条件)	4
第2条(保険料の払込方法)	4
第3条(月払保険料不払の場合の免責)	4
第4条(月払保険料不払の場合の保険契約の解除)	4
第5条(準用規定)	4
第2章 包括契約に関する特約	
第1条(この特約の目的およびその範囲)	4
第2条(包括契約の目的の通知および包括契約の単位)	5
第3条(自動補償)	5
第4条(保険金額)	5
第5条(保険料の返還または請求)	5
第6条(準用規定)	5

第1章 保険料月払特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約内容確認証にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

当社は、この特約により、保険契約者が月払保険料を保険期間に相当する月数で月払して、下表に定める期日までに払い込むことを承認します。

区分	期日
第1回目払保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
第2回目払保険料	保険期間の初日に属する月の翌月の払込期日
第3回以降の月払保険料	第2回目払保険料の払込期日以降到来する毎月の払込期日

第3条(月払保険料不払の場合の免責)

- (1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の月払保険料について、その月払保険料を払い込むべき払込期日の属する翌月末日(以下「払込猶予期間」といいます。)までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する月払保険料(以下「当該未払保険料」といいます。)をあわせて請求できるものとします。
- (3) 第(2)項の規定にかかわらず、第2回目以降月払保険料の払込み前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、払込猶予期間内に当該未払保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者の申し出があった場合には、支払保険金から当該未払保険料を差し引いて支払うことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(月払保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当社は、払込期日の属する月の翌々月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき月払保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 第(1)項の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、その月払保険料の払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(準用規定)

この特約の規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

第2章 包括契約に関する特約

第1条(この特約の目的およびその範囲)

- (1) この特約における保険の目的は、日本国内に所在し、かつ保険契約者が所有または転貸または管理する賃貸住宅とします。ただし、賃貸住宅内の一部を除外して当社に通知することで、保険の目的から除外することができます。
- (2) 第(1)項の賃貸住宅の賃借人を、この特約の被保険者とします。

第2条(包括契約の目的の通知および包括契約の単位)

- (1) 保険契約の締結時にこの特約が付帯された場合は、保険契約者は包括契約の目的とする賃貸住宅の棟番号、部屋番号、当該部屋番号に入居する者の氏名、所在地、建物の構造を当社に通知するものとします。
- (2) 保険期間中において、契約者は、毎月当社の定める通知締切日までに前1か月分の新たに保険の目的とする賃貸住宅及び保険の目的から除かれる賃貸住宅に関して通知するものとします。
- (3) 保険契約締結の後に、当該包括契約(以下、「原契約」とします)に新たに追加した賃貸住宅に係る保険期間は、原契約と同一とします。ただし、保険料の払込みが一括払であった原契約の場合は、新たに追加される賃貸住宅を別個の包括契約として、保険契約を締結します。
- (4) 当社は、1の保険契約者ごとに1の保険の目的における保険金額により、当社が引受られる被保険者の数を定めます。前第(3)項の規定により複数の包括契約を締結する際も同様とします。

第3条(自動補償)

保険契約締結の後に、新たに包括契約に追加する賃貸住宅について、賃貸住宅を新たに追加した日の属する月の翌月末日までの期間に生じた損害に限り、保険金を支払います。

第4条(保険金額)

- (1) 1の保険契約者に関わる保険金額は10億円を限度額とします。
- (2) 1の被保険者あたりの保険金額は、1,000万円を限度額とします。

第5条(保険料の返還または請求)

- (1) 保険料月払での包括保険契約締結の後、保険契約者が新たに賃貸住宅を追加して、保険を申し込む場合には、追加した保険の目的に対して計算した月払保険料を請求します。
- (2) 保険料一括払での包括保険契約締結の後、保険契約者が所有または転貸または管理する賃貸住宅を譲渡または管理委託契約の解約により、保険の目的が減少する際は、減少した保険の目的の未経過期間について計算した保険料を返還します。

第6条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 保険料返戻金表

算式	返還する保険料＝保険料×0.80(注)×未経過残月数 ÷保険期間月数 未経過残月数とは、解約日から保険期間満了日までの未経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。 (注)解約に伴い既払込保険料の20%相当額を控除して返還保険料を計算します。10円未満を四捨五入して10円単位とします。
----	---

返戻金表(代表例)

未経過残月数	保険料2000円	保険料4000円
23		3,070
22		2,930
21		2,800
20		2,670
19		2,530
18		2,400
17		2,270
16		2,130
15		2,000
14		1,870
13		1,730
12		1,600
11	1,470	1,470
10	1,330	1,330
9	1,200	1,200
8	1,070	1,070
7	930	930
6	800	800
5	670	670
4	530	530
3	400	400
2	270	270
1	130	130

●お問い合わせ先

ジック少額短期保険株式会社

フリーダイヤル：0120-84-9431

受付時間：午前10時より午後5時まで(土日・祝日・年末年始を除く)

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15番地6

TEL. 0475-50-2240 FAX. 0475-50-2241

ホームページアドレス <https://www.jicc-ssi.com>